

# 林産物売払いに関する競争入札参加 「申請書作成の手引」 (令和6年度版)

福島県が行う林産物売払いについて、競争入札の参加資格を取得したい方は、下記により申請してください。

## 記

### 1 入札の対象業務

福島県が行う林産物（立木及び素材）の売払い

### 2 入札参加資格審査申請を受けることができない者

次に掲げる事項に該当する者は、入札参加資格審査申請を受けることができません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者
- (3) 県税を滞納している者
- (4) 消費税又は地方消費税を滞納している者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

### 3 申請者

上記2の「入札参加資格審査申請を受けることができない者」に該当しない者が申請者となることができます。

なお、審査は全て本社（店）を対象に行います。

### 4 提出書類（別紙1参照）

- (1) 林産物売払い入札参加資格審査申請書（第1号様式）
- (2) 福島県告示に関する申出書（別紙2）
- (3) 登記事項証明書

申請日前3カ月以内に法務局で発行したもの。登記事項証明書の種類は、全部

事項証明書（履歴事項証明書、現在事項証明書のいずれも可）とします。

(4) 審査基準日の直前一年の各事業年度の財務諸表

財務諸表とは、申請者自らが作成している審査基準日の直前一年の事業年度分の貸借対照表、損益計算書とします。審査基準日（令和6年4月1日）の直前一年の事業年度が2箇年にまたがる場合には、それぞれの年度分の提出が必要となります。

なお、個人の場合は、青色申告決算書の写しを提出してください。青色申告決算書がない場合は、白色申告決算書でも可とします。

(5) 営業所一覧表（第2号様式）

福島県木材業者登録条例による木材業者登録を受けており、(10)「木材業者登録の写し」を提出した場合は、提出を省略することができます。

(6) 審査基準日の直前2年における実績高調書（第3号様式）

令和4年度と令和5年度の実績を記載してください。

なお、年間素材販売量には、木質バイオマス燃料及び森林除染の木材生産量を含めることができます。

また、福島県木材業者登録条例による木材業者登録を受けている方も必要となります。

(7) 職員数及び営業年数調書（第4号様式）

職員数は代表者及び家族従業員の方を含め、当該事業に従事する全ての方の人数を記載してください。また、職員数には、組合常勤役員の方を含めてください。

(8) 納税証明書（消費税及び地方消費税）

納税証明書（消費税及び地方消費税）とは、「消費税及び地方消費税」の納税額について公的機関が発行する証明書をいいます。

税務署で、申請日前3カ月以内に、申請日の直前1年間について税務署において納付し又は納付すべき額として確定した納税証明書〔納税証明書（その3）・・・未納の税額がないことの証明書〕を提出してください。

(9) 納税証明書（法人県民税、事業税及び自動車税）

納税証明書（法人県民税、事業税及び自動車税）とは、「法人県民税」、「事業税」及び「自動車税」の納税額について公的機関が発行する証明書をいいます。

「法人県民税」及び「事業税」については、申請日の直前1年間について福島県各地方振興局県税部において納付し又は納付すべき額として確定した納税証明書を提出してください。

「自動車税」については、申請の直前1年以内の証明書（納税額がない場合は、

課税なしの証明)を提出してください。

なお、福島県内に、事務所又は事業所等がない場合は提出不要です。

(10) 木材業者登録の写し

木材業者登録を受けている場合は提出してください。

木材業者とは、福島県木材業者登録条例による木材業者登録を受けている方をいいます。

(11) 定形長3号封筒

定形長3号の定形封筒に110円切手を貼付し、申請者の方のあて先を記入したものを提出してください。登録結果を文書で通知する際に使用します。

5 申請書等の記載要領

(1) 記入に当たっては、黒のボールペン又は万年筆を使用し、分かりやすく丁寧に記入してください。パソコンにより作成したのも可とします(申請書用紙等のダウンロードについては、下記11「申請書用紙等のホームページへの掲載」を参照してください)。

(2) 「林産物売払い入札参加資格審査申請書」(第1号様式)については記入するのは正本のみとし、副本は正本のコピーとしてください。ただし、押印のある部分は、本印とします。

(3) 申請書等の内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で訂正し申請者の印章を押印するか、用紙毎に「○字削除○字加筆」と用紙上部の余白に記入し申請者の印章をその横に押印してください。

(4) 「林産物売払い入札参加資格審査申請書」(第1号様式)の「申請者」欄、及び「福島県告示に関する申出書」(別紙2)の「申出者」欄においては、住所又は所在地、商号又は名称並びに代表者職氏名の入ったゴム印を使用しても差し支えありません。その際は、各項目の順が異なっても差し支えありません。

(5) 「林産物売払い入札参加資格審査申請書」(第1号様式)については、記名押印をするとともに、「希望する業種」に○をつけてください(「1」、「2」又は「1」と「2」に○)。

「木材業者等の登録の有無」については、福島県木材業者登録条例による木材業者登録の状況について、「有」又は「無」に○をつけてください。「有」に○をつけた場合には、木材業者登録の番号とともに、登録年月日を記入してください。

## 6 提出部数

林産物売払い入札参加資格審査申請書（第1号様式）については正副2部を、その他については1部を提出してください。

## 7 申請書受付期間及び審査基準日

### (1) 申請書受付期間

令和6年5月1日から令和6年7月31日まで

注1) 持参の場合における受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までとします。

注2) 郵送の場合は、申請書受付期間の最終日の当日消印有効とします。

### (2) 審査基準日

令和6年4月1日

## 8 申請書の提出先

提出書類は、郵送又は持参により、申請者の住所、本店又は主たる事務所の所在地を所管する福島県各農林事務所（森林林業部）又は富岡林業指導所に提出してください。

## 9 資格の認定、名簿への登録及び資格の有効期間

審査の結果、適格と認められた場合は、「県営林産物売払い有資格者名簿」（以下「有資格者名簿」という。）に登録されるとともに、申請者には文書で通知します。

また、不適格となった場合には、理由を付してその旨を通知します。

なお、有資格者名簿の有効期間は、令和6年9月1日から令和9年8月31日までの期間とします。

## 10 有資格者名簿登録後の注意事項

### (1) 有資格者名簿は、福島県において公表扱いとします。

なお、公表内容は、①登録番号、②業種（立木及び素材の別）、③住所又は所在地（市町村名のみ）、④代表者の役職及び氏名を含む氏名（商号）とします。

### (2) この登録は、競争入札に参加できる者の登録であり、有資格者名簿登録により競争入札において必ず指名される訳ではありません。

### (3) 次に該当する場合は、入札参加資格を喪失します。

上記2の(1)(2)又は(5)に該当するに至った場合。

(4) 申請後において、申請の内容に変更が生じた場合には、別途規定の様式に必要な添付書類を添えて、変更届の届出が必要となります。

また、有資格者の組織変更、合併、営業譲渡及び会社分割の場合も同様です。

#### 1.1 申請書用紙等のホームページへの掲載

申請書用紙等については、インターネットホームページにも掲載しておりますので、必要の際はダウンロードしてください。

※福島県のトップページの上段部分にある「組織でさがす」をクリックし、「林業振興課」→右のタブ「申請・手続き」の「林産物売払参加資格者の登録・申請についてお知らせします。」をクリックし、「林産物売払い競争入札参加資格申請の受付について」を御覧ください。

申請書等を作成する際は、この「申請書作成の手引（令和6年度版）」をよくお読みになり、記入誤りや添付書類の漏れ等のないよう注意してください。

なお、申請書作成等についてご不明な点がある場合には、申請者の住所、本店又は主たる事務所の所在地を所管する福島県各農林事務所（森林林業部）又は富岡林業指導所までお問い合わせください。

1.2 東日本大震災、原子力災害で避難され、相双農林事務所、富岡林業指導所管内に申請者の住所、本店又は主たる事務所をおいている資格審査を希望する方については、避難先最寄りの各農林事務所（森林林業部）で申請等について相談をすることができます。ただし、申請は、令和6年5月1日～令和6年7月31日までに住所地を所管する相双農林事務所又は富岡林業指導所に郵送又は持参により必要書類を提出してください。

○問い合わせ先

事務所名称	所在地	電話・FAX
県北農林事務所 (森林林業部林業課)	〒 960-8670 福島市杉妻町 2-16 福島県庁北庁舎 5 階	TEL024(521)2632 FAX024(521)2851
県中農林事務所 (森林林業部林業課)	〒 963-8540 郡山市麓山 1 丁目 1 番 1 号	TEL024(935)1370 FAX024(935)1337
県南農林事務所 (森林林業部林業課)	〒 963-6123 東白川郡棚倉町大字関口字上志宝 50 番地 1	TEL0247(33)2123 FAX0247(33)6949
会津農林事務所 (森林林業部林業課)	〒 966-0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神 6 番地の 3	TEL0241(24)5735 FAX0241(24)5748
南会津農林事務所 (森林林業部林業課)	〒 967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277 番地 1	TEL0241(62)5373 FAX0241(62)5387
相双農林事務所 (森林林業部林業課)	〒 975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目 30 番地	TEL0244(26)1173 FAX0244(26)1216
富岡林業指導所	〒 979-1111 双葉郡富岡町小浜 553 番地の 2	TEL0240(23)6084 FAX0240(25)8553
いわき農林事務所 (森林林業部林業課)	〒 970-8026 いわき市平字梅本 15 番地	TEL0246(24)6194 FAX0246(24)6179